

## ○安平町合同学校運営協議会要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、安平町合同学校運営協議会（合同運営協議会）に関し、必要な事項を定める。

(運営)

**第2条** 合同運営協議会は、安平町まちづくり基本条例第12条に規定する町政の基本的な事項を定める重要施策に関して安平町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の下、安平町町民参画推進条例による審議会として保護者及び地域住民ならびに学校が教育に関する施策の参画に取り組むものとする。

(構成)

**第3条** 合同運営協議会は、教育委員会の指定をうけた2つ以上の学校運営協議会によって構成される。

(設置)

**第4条** 教育委員会は、前条の目的が達成するために、安平町合同学校運営協議会を設置することができる。

- 2 教育委員会は、合同運営協議会を設置しようとするときは、審議する内容に応じ、町内の学校から参画する学校の指定を行うものとする。
- 3 指定の期間は、教育委員会が指定を取り消すまでとする。

(組織及び委員の任命)

**第5条** 合同運営協議会の委員は指定された各学校の学校運営協議会と関係行政機関の職員によって組織する。

- 2 欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。
- 3 合同運営協議会は、会長及び副会長ならびに事務局を置く。ただし、会長は当該指定学校の校長及び教職員以外のものとする。
- 4 会長及び副会長は委員の中から互選によりこれを選出する。
- 5 会長は会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。
- 7 事務局は関係行政機関の職員がこれに充たる。

(検討部会)

**第6条** 合同運営協議会は、各学校の学校運営協議会より選出された5名程度の委員と関係行政機関の職員によって検討部会を設置することができる。

- 2 会長および副会長は検討部会に出席しなければならない。

(委員の任期)

**第7条** 委員の任期は審議会の審議事項完了までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(委員の解任)

**第8条** 教育委員会は、会長及び委員について、特別な事情があると認めるとき、又は不適任と判断したときは、会長及び委員を解任することができる。

2 会長は相当の理由がある場合は、協議会の承認を得て、辞任することができる。

(会議)

**第9条** 協議会の会議は事務局が招集する。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

(会議の公開)

**第10条** 合同運営会議は、原則として公開とする。

(議事)

**第11条** 会議に付すべき議事は、事務局が提出する。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

この訓令は、令和元年 月 日から施行する。